

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

1. 提案の概要

本市の福祉事務所内に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請段階の者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援員とハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

本市で、稼働能力を有する生活保護受給者が増加傾向にある中で、いわゆる「その他」世帯の受給者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も、本市はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

（1）支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者、これらの申請段階の者等

（2）設置場所

豊中市役所福祉事務所 豊中市中桜塚3-1-1

（3）実施内容

ハローワークが行う職業相談、職業紹介、求人情報の提供等と福祉事務所が行う生活保護等に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、ハローワークは、ハローワーク常設窓口に非常勤職員を配置し、生活支援窓口から誘導を受けた支援対象者等に対して職業相談・職業紹介、求人情報の提供等を実施する。

福祉事務所においては、生活保護に係る業務の実施に加えて、就労支援員を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、ハローワーク常設窓口に誘導する。